

群馬県民生委員児童委員協議会キャラクター取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県民生委員児童委員協議会(以下、県民児協という。)キャラクター「ぐんまミンジー」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「キャラクター」とは、別図に示すデザインとする。

(使用基準)

第3条 キャラクターの使用は次のとおりとする。

- (1)市・単位民生委員児童委員協議会(以下、市・単位民児協という。)のキャラクターとして使用することはできない。
- (2)キャラクターの愛称「ぐんまミンジー」を変更して使用することはできない。
- (3)図柄をみだりに改編して使用することはできない。ただし、印刷の都合により、1色刷り、2色刷りなど色味が変わることは差し支えない。
- (4)市・単位民児協活動、民生委員・児童委員活動および主任児童委員活動以外で使用することはできない。
- (5)民生委員・児童委員、主任児童委員のイメージを損なう使用をしてはいけない。

(使用の届出)

第4条 キャラクターを使用する場合は、あらかじめ「使用届出書」(様式第1号)を県民児協会長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1)市・単位民児協の広報紙に使用する場合
- (2)その他、県民児協会長が適当と認めた場合

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無償とする。

(使用の差し止め)

第6条 県民児協会長は、キャラクターの使用がこの要領に違反していると認められた場合は、当該使用を差し止めすることができる。

付則

1 この要領は、令和6年3月27日から施行する。